件		名	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
主	管	課	県民活動推進課
根拠法令等		<u>+</u>	

【改正の概要】

「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲に伴う改正

NPO法人に係る事務を移譲

- ・ 設立の認証に関する事務
- ・ 定款の変更の認証に関する事務
- ・ 事業報告書等の閲覧の実施に関する事務
- ・ 解散の認定に関する事務
- ・ 報告の徴収及び立入検査に関する事務
- ・ 認証の取消しに関する事務
- 県警察本部長の意見聴取等に関する事務等

移譲先:八幡浜市、大洲市、西予市、伊方町を追加

施 行 日 平成21年4月1日

【その他参考事項】

1 移譲済み:今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、 久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町(6市7町)すべて20年度に移譲

2 県内のNPO法人数(平成21年2月28日現在、主たる事務所の所在地で集計)

松山市	1 4 3	西条市	1 3	東温市	6	内子町	7
今治市	2 2	大洲市	6	上島町	5	伊方町	2
宇和島市	1 2	伊予市	5	久万高原町	2	鬼北町	2
八幡浜市	6	四国中央市	8	松前町	3	松野町	1
新居浜市	2 3	西予市	4	砥部町	5	愛南町	4
						計	279

3 NPO法人認証数(知事分平成21年2月28日現在)

1 10 1 10 1									
年	度	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0			
設立認	証 数	3 7	3 8	5 2	2 4	2 5			
解散	数	2	3	3	5	5			
移	管	0	1	1	1	0			
年度末流	去人数	1 5 9	193	2 4 1	2 5 9				